

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.23)	— (19.23)	3.5 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

令和6年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
石井町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「資金不足比率」欄に「—」を記載

【用語説明】

- 健全化判断比率・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率・・・公営企業を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率・・・当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- 将来負担比率・・・地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額
- 早期健全化基準・・・地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準
- 資金不足比率・・・当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率